



# 放送法改正後のNHKインターネットサービスに関する質問

---

「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」(第1回会合)

2024年11月15日

一般社団法人 日本民間放送連盟

NHK番組関連情報の配信が、「メディアの多元性」と「公正な競争」の確保に支障を生じさせないことを直接的に担保する明確な措置が存在しないと考えるので、以下の諸点をあらためて確認したい。

## 1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと

- ・「原則として利用しない」(業務規程15頁)と明記したことは適切であり、徹底すべきだ。
- ・例外的に利用を想定しているものがもしあれば、具体的に説明いただきたい。
- ・周知広報において「外部プラットフォームを利用することがあります」とのことだが、具体的に説明いただきたい。  
(例えば、外部ニュースサイト等にニュースのヘッドラインを配信するような想定はあるか。)
- ・3号有料業務については、改正放送法により理解増進情報が削除され、「NHK任意的配信業務実施基準変更案」において編集上必要な資料は放送番組とあわせて提供するとしている。3号有料業務の外部プラットフォーム利用の想定等についても、あわせて説明いただきたい。

## 2. ネットオリジナルコンテンツは配信しないこと

- ・改正放送法では、必要的配信業務は放送番組と番組関連情報、任意的配信業務は放送番組と編集上必要な資料に、それぞれ限定されている。また、NHKは準備会合および競争評価分科会において、「放送と同一の価値、受益」と繰り返し説明し、業務規程(2頁)にもこの趣旨を明確に記載している。
- ・したがって、ネットオリジナルコンテンツは配信しないものと受け止めているが、改めて確認したい。

### 3. 「メディアの多元性」と「公正な競争」の確保に支障を及ぼす過大な費用は計上しないこと

- ・業務規程には、番組関連情報の編集および配信に係る費用の想定が年額90億円程度であり、今後、各事業年度の「収支予算、事業計画及び資金計画」において計上する旨が記載されたが、必要的配信業務全体の実施費用は示されていない。放送法改正後のインターネットサービスの実施費用は抑制的にすべきであり、従来のインターネット活用業務の費用（2号受信料財源業務：上限200億円）と比較可能な形で示すべきだ。
- ・こうした民放連の意見に対する見解と、過大な費用を計上しないことについて、改めて説明いただきたい。

### 4. その他

- ・業務規程は抽象的な記載であるため、来年10月に実際のサービスが開始された後に、あらためてメディアの多元性の確保、公正競争の確保を確認することが重要だ。
- ・誤受信防止措置について、受信契約を締結してネット配信を視聴するとの原則に沿って、フリーライド防止に対して実効性のある措置を講じることが重要であり、早期に具体像を示すべきだ。
- ・業務規程において、「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックのみに限定されているが、将来、拡大解釈されるおそれはないか。
- ・こうした民放連の意見に対する見解をお聞きしたい。